共同企業体結成に係る公示（共同履行方式例）

　○○○業務について、下記のとおり共同企業体で施行することとしたので、群馬県建設工事に係る調査・測量・建設コンサルタント等委託業務共同企業体取扱要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき公告します。

　入札に参加する意思のある企業は、共同企業体を自主結成のうえ、所定の手続きをしてください。

　なお、共同企業体名は「企業名・企業名○○○共同企業体」とします。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　群馬県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　業務の概要

　(1) 業務名　　○○業務

　(2) 業務内容

　(3) 履行期限

２　入札に参加する共同企業体の構成員に必要な資格に関する事項

　　この公示に係る業務の（指名・一般）競争入札に参加できる共同企業体の構成員は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

1. 地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者（破産者で復権を得ない者等をいう。）であること。
2. 群馬県財務規則第170 条第２項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。
3. 群馬県請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

なお､(2)及び(3)において営業の譲渡を受けた者は､営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けているときは､それらの措置を引き継ぐ。

1. 群馬県建設工事に係る調査・測量・建設コンサルタント等入札参加資格申請を行い、

資格審査で適格と認められていること。

1. 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更正手続開始の申立てを行っている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てを行っている者にあっては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。
2. この入札に参加する者が次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。なお、辞退者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、群馬県競争入札心得第７条第１項に抵触しない。
	1. 資本関係

ア　親会社（会社法施行規則第３条第３項の規定による親会社をいう。以下同じ。）

と子会社（会社法施行規則第３条第３項の規定による子会社をいう。以下同じ。）

の関係にあること。（子会社又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定

する更正会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定

する再生手続（以下「再生手続」という｡）が継続中である会社を除く。以下同

じ。）

イ　親会社が同じであり、双方が子会社の関係にあること。

* 1. 人的関係

ア　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員の

うち、次に掲げる者をいう。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

ただし、会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は

除く。

ア） 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

* 会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における

監査等委員である取締役

* 会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
* 会社法第２条第１５号に規定する社外取締役
* 会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業

務を執行しないこととされている取締役

イ) 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ） 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合

同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ) 組合の理事

オ) その他業務を執行する者であって、ア）からエ）までに掲げる者に準ずる

　 者

イ 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生

法第６４条第２項の規定により専任された管財人を現に兼ねていること。

* 1. その他入札の適正さが阻害されると認められるとき。

①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められるとき。

　(7) 共同企業体代表構成員及び構成員は、当該業務で２以上の共同企業体の構成員でないこと。

 (8) その他必要な事項（入札参加資格取得済業種・実績・技術者・コンサルタント登録・本支店の存在等）

３　入札に参加する者（共同企業体）に必要な事項

　　この公示に係る業務の（指名・一般）競争入札等に参加できる共同企業体は、共同企業体構成員が前記２に示す条件すべてを満たし、共同企業体が次に掲げる条件を満たし、かつ本職による当該対象業務に係る入札参加資格の確認を受けた者とする。

 (1) 共同企業体は、自主結成とし、○社の組み合わせとする。

　(2) 共同企業体構成員の出資比率の最小限度基準は、２０又は３０％以上とする。

(3) 共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大（同比率である場合は構成員の協議による。）の者とする。

４　入札参加手続き

 (1) 共同企業体を結成して、入札に参加を希望する者は、「共同企業体入札参加資格審査申請書」（別記様式第１号）に、次の書類を添付して申請し、本職の審査・確認を受けなければならない。

　　ア　建設コンサルタント等共同企業体協定書【共同履行方式】（別記様式第２号）　　 イ　代表構成員への他構成員全員の委任状

 (2) 提出部数　各２部

 (3) 申請書の受付

　　ア　受付期間　○○年○○月○○日（　）から○○月○○日（　）まで、ただし土曜日、　　　　　　　　　　　　日曜日及び祝日を除く。

　　イ　受付時間　午前９時から午後４時まで、ただし、正午から午後１時までを除く。

　　ウ　受付場所　群馬県○○部○○課○○係

　　　　　　　　　前橋市大手町１－１－１、電話０２７－２２３－１１１１、内線○○○

　　エ　申請書は、受付場所へ直接持参すること。郵送、電送等の提出は認めない。

 (4) 資格審査結果の通知

　 資格審査の結果は、共同企業体入札参加資格認定通知書により共同企業体代表構成員に通知する。

５　対象業務及び共同企業体結成に係る問い合わせ先

　　・群馬県○○部○○課○○係（前橋市大手町１－１－１）

　　・電話０２７－２２３－１１１１、内線○○○○

６　その他必要な事項

共同企業体結成に係る公示（分担履行方式例）

　○○○業務について、下記のとおり共同企業体で施行することとしたので、群馬県建設工事に係る調査・測量・建設コンサルタント等委託業務共同企業体取扱要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき公告します。

　入札に参加する意思のある企業は、共同企業体を自主結成のうえ、所定の手続きをしてください。

　なお、共同企業体名は「企業名・企業名○○○共同企業体」とします。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　群馬県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　業務の概要

　(1) 業務名　　○○業務

　(2) 業務内容

　(3) 履行期限

２　入札に参加する共同企業体の構成員に必要な資格に関する事項

　　この公示に係る業務の（指名・一般）競争入札に参加できる共同企業体の構成員は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

1. 地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者（破産者で復権を得ない者等をいう。）であること。
2. 群馬県財務規則第170 条第２項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。
3. 群馬県請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

なお､(2)及び(3)において営業の譲渡を受けた者は､営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けているときは､それらの措置を引き継ぐ。

1. 群馬県建設工事に係る調査・測量・建設コンサルタント等入札参加資格申請を行い、

資格審査で適格と認められていること。

1. 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更正手続開始の申立てを行っている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てを行っている者にあっては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。
2. この入札に参加する者が次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。なお、辞退者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、群馬県競争入札心得第７条第１項に抵触しない。
	1. 資本関係

ア　親会社（会社法施行規則第３条第３項の規定による親会社をいう。以下同じ。）

と子会社（会社法施行規則第３条第３項の規定による子会社をいう。以下同じ。）

の関係にあること。（子会社又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定

する更正会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定

する再生手続（以下「再生手続」という｡）が継続中である会社を除く。以下同

じ。）

イ　親会社が同じであり、双方が子会社の関係にあること。

* 1. 人的関係

ア　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員の

うち、次に掲げる者をいう。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

ただし、会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は

除く。

ア） 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

* 会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における

監査等委員である取締役

* 会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
* 会社法第２条第１５号に規定する社外取締役
* 会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業

務を執行しないこととされている取締役

1. 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ） 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合

同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

1. 組合の理事
2. その他業務を執行する者であって、ア）からエ）までに掲げる者に準ずる

　 者

イ 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生

法第６４条第２項の規定により専任された管財人を現に兼ねていること。

* 1. その他入札の適正さが阻害されると認められるとき。

①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められるとき。

　(7) 共同企業体代表構成員及び構成員は、当該業務で２以上の共同企業体の構成員でないこと。

 (8) その他必要な事項（入札参加資格取得済業種・実績・技術者・コンサルタント登録・本支店の存在等）

３　入札に参加する者（共同企業体）に必要な事項

　　この公示に係る業務の（指名・一般）競争入札等に参加できる共同企業体は、共同企業体構成員が前記２に示す条件すべてを満たし、共同企業体が次に掲げる条件を満たし、かつ本職による当該対象業務に係る入札参加資格の確認を受けた者とする。

 (1) 共同企業体は、自主結成とし、○社の組み合わせとする。

　(2) 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同企業体協定書において明らかである

こと。

(3) 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、共同企業体協定

書において明らかであること。

 (4) 共同企業体の代表者は、構成員において決定された者であって、共同企業体協定書

において明らかであること。

４　入札参加手続き

 (1) 共同企業体を結成して、入札に参加を希望する者は、「建設コンサルタント等共同企業体入札参加資格審査申請書」（別記様式第１号）に、次の書類を添付して申請し、本職の審査・確認を受けなければならない。

　　 ア　建設コンサルタント等共同企業体協定書【分担履行方式】（別記様式第３号）

　　 イ　代表構成員への他構成員全員の委任状

 (2) 提出部数　各２部

 (3) 申請書の受付

　　ア　受付期間　○○年○○月○○日（　）から○○月○○日（　）まで、ただし土曜日、　　　　　　　　　　　　日曜日及び祝日を除く。

　　イ　受付時間　午前９時から午後４時まで、ただし、正午から午後１時までを除く。

　　ウ　受付場所　群馬県○○部○○課○○係

　　　　　　　　　前橋市大手町１－１－１、電話０２７－２２３－１１１１、内線○○○

　　エ　申請書は、受付場所へ直接持参すること。郵送、電送等の提出は認めない。

 (4) 資格審査結果の通知

　 資格審査の結果は、建設コンサルタント等共同企業体入札参加資格認定通知書により共同企業体代表構成員に通知する。

５　対象業務及び共同企業体結成に係る問い合わせ先

　　・群馬県○○部○○課○○係（前橋市大手町１－１－１）

　　・電話０２７－２２３－１１１１、内線○○○○

６　その他必要な事項

別記様式第１号（規格Ａ４）

建設コンサルタント等共同企業体入札参加資格等審査申請書

　　　　　　　年　　月　　日

　群馬県知事　　　　　　　　　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体の名称

 共同企業体代表者

 の住所、名称及び

 　　代表者氏名　 　　　　 印

 共同企業体構成員

 の住所、名称及び

 代表者氏名 　　　　印

　このたび、業務を共同して実施するため、○○○○○を代表とする共同企業体を結成し、貴県発注の業務の入札等に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

　なお、この参加申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 構成員別氏名又は名称 | 有資格業種 | 有資格部門 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 希望する業務名 |  |
| 希望する業種 |  |
| 希望する部門 |  |

注）有資格業種及び部門は、審査対象業種及び部門以外の記載は要しない。

注）共同企業体の構成員の住所、名称及び代表者は、当該法人の本社のものとすること。

（別記様式第2号）（規格Ａ４）

共同企業体協定書【共同履行方式】

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事項を共同連帯して営むことを目的とする。

　一　○○発注に係る○○業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）

　二　前号に附帯する業務

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、○○年○○月○○日に成立し、業務の委託契約の履行後３箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　業務を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　○○コンサルタント株式会社

　　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　○○コンサルタント株式会社

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○コンサルタント株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理するものとする。

２　構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２章及び第３章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、企業体の代表者である企業に委任するものとする。なお、企業体の解散後、企業体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第８条　各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　　○○建設株式会社　　　○○％

　　　　○○建設株式会社　　　○○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の基本、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、業務委託契約の履行及び下請契約その他の業務委託の実施に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第１２条　当企業体は、業務履行の都度当該業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第１３条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を履行する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務の途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を履行する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担するべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第１６条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務の途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産または解散に対する処置）

第１７条　構成員のいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第

１６条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第１７条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第１８条　企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○コンサルタント株式会社外○社は、上記のとおり○○共同企業体協定を締結したので、その 証拠としてこの協定書を○通作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○コンサルタント株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　　○○○○　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○コンサルタント株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　　○○○○　　　印

（別記様式第3号）（規格Ａ４）

建設コンサルタント等共同企業体協定書【分担履行方式】

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事項を共同連帯して営むことを目的とする。

　一　○○発注に係る○○業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）

　二　前号に附帯する業務

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、○○年○○月○○日に成立し、業務の委託契約の履行後３箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　業務を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　○○コンサルタント株式会社

　　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　○○コンサルタント株式会社

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○コンサルタント株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理するものとする。

２　構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２章及び第３章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、企業体の代表者である企業に委任するものとする。なお、企業体の解散後、企業体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

（分担業務）

第８条　各構成員の〇〇業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務　　　〇〇株式会社

〇〇〇の〇〇業務　　　〇〇株式会社

２　前項に規定する分担業務の価額については、運営委員会で定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表により、それぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第１２条　構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第１３条　本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第１４条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第１０条に規定する企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

（業務途中における構成員の破産または解散に対する処置）

第１７条　構成員のいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が協同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該企業体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

２　前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後の契約不適合責任）

第１８条　企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○コンサルタント株式会社外○社は、上記のとおり○○共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を○通作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○コンサルタント株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　　○○○○　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○コンサルタント株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　　○○○○　　　印

別記様式第4号（規格Ａ４）

 第　　号

 年　　月　　日

　建設企画課長　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 主務課長

建設コンサルタント等共同企業体入札参加資格審査依頼書

 このことについて、次のとおり共同企業体が結成され、別添のとおり入札参加資格等審査申請書が提出されたので審査してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 共同企業体名 | 構　成　員 | 所　在　地 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

別記様式第5号（規格Ａ４）

 建企第　　号

 年　　月　　日

　主務課長　あて

建設企画課長

建設コンサルタント等共同企業体の入札参加資格者の認定について（通知）

 　　年　　月　　日付けで依頼のあったこのことについて、別紙のとおり認定しました。

注）　別記様式第6号（写）を添付のこと。

別記様式第6号（規格Ａ４）

 建企第　　号

 年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　群馬県知事　　　　　　　　　　印

 　　　　　　（建設企画課）

建設コンサルタント等共同企業体入札参加資格認定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった共同企業体の入札参加資格を下記のとおり認定したので通知します。

 記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整　理番　号 | 企　業　体第　　　号 | 申請者所在地 |  |
| 業種 |  |
| 部門 |  |
| 備　　　　　　考 |  |